

千葉県国土利用計画地方審議会第5回調査検討部会 議事概要

1 日時 平成17年12月15日(木) 午後2時00分から

2 場所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室

3 出席者(委員)

高橋部会長、大野委員、親泊委員、嶋田委員、長谷川委員、山田委員、山本委員

4 議事

1) 開会

2) 議事

(1) 県内市町村の取り組み事例について

県内において先進的な取り組みをしている市町村の担当課長から、以下の順序で発表をしてもらい、その後意見交換

ア マンション問題に対する取り組み(市川市 花澤宅地課長)

「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手續等の特例に関する条例」について説明

イ 中心市街地の衰退に対する取り組み(佐原市 瀬宮商工観光課長)

佐原市の古い街並みを活かした観光と商業とを結びつけた政策の概要について説明

ウ 残土問題に対する取り組み(山武町 渡邊経済環境課長)

山武町の運用している残土条例(地域において地下水の保全協定が締結された場合、条例による規制の基準に追加される など)について説明

エ 地域振興に対する取り組み(富浦町 篠原枇杷倶楽部課長)

道の駅(枇杷倶楽部・花倶楽部)における取り組みについて説明

オ 農地の保全に対する取り組み(鴨川市 渡辺農林水産課長)

棚田の保全に対する取り組みについて説明

(2) 今後の調査検討部会の進め方について

事務局から今後の調査検討部会の進め方について、資料に基づき説明し、了承を得た(意見交換なし)

4) 閉会

5 主な発言内容（発表者との質疑応答、順不同）

（１）県内市町村の取り組み事例について

<市川市>

（Ｑ）官庁の反応はどうであったか。

（Ａ）手続条例であるため、他法令には抵触しない形になっている。勧告までしか出せないという限界はある。中止命令は出せない。

（Ｑ）条例制定に際しての議会の意見はどうであったか。

（Ａ）規制がかかるのは問題という意見もあったが、最終的には全会一致であった。

（Ｑ）条例の対象は、工業地域・準工業地域であるが、準工業地域そのものをしぼっていく考えはあるのか。

（Ａ）平成１８年度の用途見直しの中で検討予定である。

<佐原市>

（Ｑ）行政と民間の役割分担をどうしているのか。

（Ａ）発足当初のため、とにかく「いっしょに汗をかく」という状況であり、まだ棲み分けはされていない。

（Ｑ）駅前商店会の低迷は大型店舗進出の影響なのか。

（Ａ）そうともいえない。佐原の場合には、駅前にふたつあった大型店舗が撤退してしまったことが大きな影響となっている。

（Ｑ）玄関口であるＪＲ佐原駅舎を直す必要があるのではないか。

（Ａ）まちづくり交付金などの制度を利用して、駅舎をなんとかできないか検討している。

<山武町>

（Ｑ）条例の罰則は、かなりハードルが高いが制定に際してどうであったか。

（Ａ）検察協議においてはハードルが高かったが、地下水という生命が関係していること、住民の意向が強いこと等もあり、了解が得られた。

（Ｑ）財政負担増は生じているのか。

（Ａ）分析費用を業者負担にできるため、条例制定後は逆に財政負担が減っている。

< 富浦町 >

(Q) 道の駅に来た人をとどめるような、町内を周遊してもらう連携施策はあるのか。

(A) 太房岬への観光を誘導する活動を行っている。太房岬には戦争遺跡が残っている。NPOで観光ガイドをやっている。

(Q) 農業振興にもつながっていると思うが、不耕作地の解消につながっているのか。

(A) 販路等については会社が担っているため、高齢者でも生産をやっていける。びわ茶の生産体制を検討するため、例えば休耕地の活用も考えられる。

< 鴨川市 >

(Q) 棚田オーナー制度を支える世代は高齢者なのか。

(A) 50代位がもっとも活動的であり、中核になってもらいたいと考えている。

(Q) 棚田オーナー制度は、耕作放棄対策としてはどうなのか。

(A) 基本的には、今いきている棚田を残そうということ。ただし、棚田景観という意味で、周辺の耕作放棄地を取り組んでいくという効果もある。